



2022年 2月 第115号

産業文化通信



JCI 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838

2月1日は旧暦の元日（旧正月・春節）です。ベトナム・中国の実習生は、国の家族と連絡したり、特別な料理を作ったりして過ごす事と思います。

但し、今年もコロナ禍でのお正月となってしまう、今年も実習生達には不要不急の外出は避けるよう注意をしなければいけない状況です。（既にコロナ発生から満2年となりました。そろそろ収束に向かって欲しいものです…。）

日本語能力試験結果発表

昨年 12月5日に行われた日本語能力試験の結果が発表されました。

今回は 32名がエントリーし、（1級1名・2級15名・3級10名・4級6名）

6名が合格しました（1級0名・2級3名・3級1名・4級2名）

合格した皆さんおめでとうございます！今回、惜しくも合格点に足りなかった実習生の皆さんは、今回できなかった部分を復習して、次回ぜひ再チャレンジしてください！（次回は7月です）

実習生帰国便手配状況（ベトナム定期便が再開しました）

1月から日本→ベトナムの定期便が再開しました。現在は片道約60,000円～85,000円での予約が可能となりました。（2月以降さらに便数が増える予定です。）

これで実習生の帰国便は、JCIで監理している実習生の内、ミャンマー以外の全ての国が、通常便の手配が可能となりました。

出国前の検査や、登録、帰国後の隔離等はそれぞれの国で決められた方法がありますので、帰国の際は組合にご確認ください。

帰国便は、順調に増便されておりますが、肝心の海外からの新規入国については、未だ発表がされておられません。新型株の感染拡大が日本国内でここまで進んでしまった今、海外からの入国を止める事に意味があるのか？との意見も政府内では出ているようです。

また、現在日本で在留カードを持っている外国人（実習生も含む）が、一時帰国した場合の再入国は可能です。（在留カードの期限内に限る）一時帰国し、再入国した際の日本での隔離期間は、7日間に短縮されました。（濃厚接触者の隔離期間短縮に伴い、入国者の隔離期間も短縮）

技能実習3号に移行後、1ヶ月以上一時帰国する事は、法律で定められておりますので、チケットの状況を見つつ、まだ帰国できていない実習生の一時帰国は受入れ企業と相談の上、順次進めて参ります。

（※中国は、チケットが取れた場合も母国での隔離期間が1ヶ月以上掛かる場合があり、まだ一時帰国は難しいです。東南アジア地域では、隔離期間が短期間で済みますので、チケットと再入国後の隔離場所が確保できれば一時帰国は可能な状況です。）